

委員会提出議案第 2 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 18 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 古 屋 直 彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例（昭和31年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>総合政策部 <u>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）</u>、行政管理部、財務部、市民生活部、産業文化スポーツ部協働推進課、公営競技事業部及び会計課に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>(4) 文教委員会 7人</p> <p>総合政策部 <u>（総合教育会議に関する事項に限る。）</u> 及び教育委員会に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>総合政策部、行政管理部、財務部、市民生活部、産業文化スポーツ部協働推進課、公営競技事業部及び会計課に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>(4) 文教委員会 7人</p> <p>教育委員会に関する事項</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。